

## ローマ帝国の迫害と クリスチヤン殉教者の信仰

泥 谷 逸 郎

われわれの祖国日本では現在、靖国神社を国家護持しようとする動きが盛んである。この動きに多少反対を試みたものとして、考えざるをえなくなる問題は、過去における日本のキリスト教会あるいは個々のキリスト者が日本の國家の圧力に屈服した態度である。大正期から昭和二十年の敗戦にいたるまでの日本キリスト教界は、国家の全体主義的、軍国主義的な圧力に抵抗すること極めて少なく、ついには、「神社は宗教ではない」という国家側の言い分をうのみにして、教会全体を偶像の前にひざまづかせてしまった。過去におけるキリスト教会は、「人に従うよりは神に従うべきである」という聖書のみことばに服従するよりは、官憲のことばに従って、教会を温存した。

この事実を知ったときから、ある疑問が私の頭を離れなかつた。それは、教会史上の大迫害といわれるあのローマ帝国によるキリスト教会迫害の折には、多くのものが背教したとはいえ、なお、数多くの聖徒たちが背教するよりは死を選んでいったのはなぜかということであった。この「なぜ」という問を持ち続け、いつかは自分なりにある解答をまとめてみたいものだと考えていたのである。

こういうわけだから、この小論文は「なぜ」という問に対し、特にローマ帝国の迫害下にあつたクリスチヤン殉

教者の信仰内容の面から答えを得ようとする一つの試みなのである。

迫害史の中でも、特にこのローマ帝国下の迫害については史料が不足しており、キリスト教も異教とともに弁証的な意図をもつた著作が多く、客観的な経過を調べ、評価を試みることは容易ではない。そこで、自分の手に入るある限られた資料から解答を試みた次第である。

ところで、われわれは迫害史を見ていく場合、二重の進展の光の中で迫害を見ていかなければならない。<sup>①</sup> 第一は、ローマ帝国が最初の三世紀の間、政策的には中央集権制を強化する方向をとり、その結果、帝国内の反対勢力を粉砕する政治が行なわれたことである。このような帝国の政策下にあって、帝国内の帝国になりつつあつた教会の存在は好ましからざるものであつた。しかも、この教会が帝国とは本質的に相容れない性格を備えていたのである。次に第二の点として、教会側から光をあててみると、教会の良心としては、帝国の進む方向はどうしても妥協できない点が増大してきた。ここに、帝国と教会とは和解不可能な対立関係に入らざるをえず、どちらかが敗北しなければ問題は解決されない事体に陥つたのである。

ローマ帝国の迫害を以上の二重の折り重つた光の中で見つづ、特に、当時の殉教者の信仰に焦点をしほつて見ていくたいと思う。クリスチヤンがローマ帝国と衝突せざるをえなかつた最大の理由はきわめて宗教的な事柄であったことは言うまでもない。

われわれはまず、キリスト教が和解不可能なまでに対立した帝国の政策を調べる前に、帝国内の宗教事情と宗教政策とを見てみたいことにしたい。

## ローマ帝国内の宗教

ローマ人は神々の存在を信じていたという点では確かに「宗教心に富んでいた」人種であった。しかし、ギリシャ人の宗教心の表現とローマ人のそれとの間には、前者は神々を人間的姿態として表わしたのに対し、後者は神々を意志と力によって自己顕現するものとして把えた。神々は「そのような非人格的な諸力であり、そこには神像のほか、神話や密儀をも含まなかつた」のである。<sup>(2)</sup> このような神々を敬うということは、神々の守りを信頼して、神々をふさわしい犠牲をささげる祭儀を行なうことにほかならなかつた。そして、人間の敬神に対する神の恩恵の施しは相互に授受する関係によって成り立つていった。<sup>(3)</sup> このような関係に立つて、ローマ人が信じ受け入れていた神々は実に千差万別であり、わが国の八百万の神々に似た様相を呈していた。ローマ人は国家神としてはユピテル、マルス、クィリヌス、ヤヌス、ウェスターを信じ、その外に家族や氏族によって信じられた固有の神々を祭つていた。なおその上に、ローマの支配圏の拡大と時代社会的要請のゆえに、イタリヤ諸族と南イタリヤ諸都市などから新来の神々を受け入れた。そして、これらの移入の神々をも民族が祖先伝来、受け継いできた宗教であること、またこれらの宗教を破壊することは民族性を破壊することを意味していたので、政策上の理由から国家神に加えることをも躊躇しなかつた。こうして、ローマ人は外来の宗教をローマ宗教の中に「包摶吸收」したのであつた。

ローマ人が外来の宗教を国家神に躊躇なしに加えていった態度は非常に政策的な意図からなされたことは疑問の余地がない。彼らは占領部族や民族の伝統的な宗教は、その祭儀がローマ人の宗教と「公安・良俗に反しない限り」<sup>(4)</sup> 認され、国家的祭儀の中に受け入れられた。要するに、ローマ人の宗教は国家的なものであり、またその宗教は本質的に祭儀の執行にあり、個人的な信仰としては認識されていなかつたのである。このために、ローマ市民は国家宗教

に対して忠誠を尽す責任を課せられており、外来宗教の祭儀に参加する場合は、特に元老院によって許可されなければならなかつた。

ユダヤ教は被征服民の伝統的な祖先伝来の宗教としてローマ帝国によって公認されていた。ユダヤ人は一神教に立ち、異教の祭儀には参加しなかつた。彼らはローマの国家宗教の祭儀はもちろんのこと、外来の異教の祭儀にも参加しなかつた。それでもなお、一宗教として公認され、彼らの宗教と祭儀を守ることができたのである。これはユダヤ教がきわめて民族的な宗教であったことの外に、「靈的絶対的な真髓は隠蔽されたままであつたため」<sup>(5)</sup> である。

ところが、キリスト教はそういうわけにはいかなかつた。キリスト教は最初のうちは、ユダヤ教の中に含まれているものと考えられていた。ユダヤ教徒とキリスト教徒とが区別されることになったのは、ドミティアヌス帝の治世の終りごろに行なわれた取調べの結果であるらしい。<sup>(6)</sup> キリスト教徒はこの区別によつて、「父祖の宗教を棄てた」一つのセクトと見られたために、被征服民の祖先伝来の宗教とは認められなかつたのである。さらに、ローマ人は神々の怒りがキリスト者と異教社会に下つていると考えたので、あらゆる不幸や災害の原因をキリスト教徒にかけた。しかも、このような心情は古代末期のアウグスチヌスの時代まで本質的には変つていなかつたのである。

以上述べたようなローマ宗教、ユダヤ教およびキリスト教の宗教事情の上に、キリスト教徒にとつては更にやつか的な偶像礼拝がローマ帝国内に起つた。それはローマ皇帝礼拝である。この皇帝礼拝成立の裏には東方ヘレニズムの影響が見られる。<sup>(7)</sup> ローマ帝国は東方ヘレニズム世界へ侵略の手をのばしていくと同時に、東方の支配者礼拝と直接関係するようになった。秀村教授はこの点に関して次のような有益な証言をしている。

「前一九七年、ティトウス・リクインクティウス・フランミニウスは、マケドニアの压制からのギリシャの解放者として、ゼウス、ローマ女神……、ローマ人の信義女神……とともに救済者……として祀られた(Plutarchos,

Titos, 16)。したて共和政末期にはギリシア人は、従来、平和と秩序の再建者としてアレクサンドロス大王とその『後継者たち』に捧げた神的栄誉をローマの将軍たちに帰するようになったが、それはやはりローマ女神やその他の神々との合祀者……とされている場合が多かった。……従つてカエサルが東方世界における勝利者として、以前の諸王に対すると等しく、現人神……または端的に神……とし、或いは慈惠者……、創建者……などの尊称も結合して神的栄誉を捧げられたことは怪しむに足りない……。このカエサルに対するヘレニズム的支配者礼拝の影響はローマにも現われ、前四五年五月『不敗の神に』……という碑文を刻まれたカエサル像がクィリヌス神殿やカピトル丘上におかれることにより、……支配者礼拝が公的に、元老院議決や民会議決によってローマに採り入れられたことを意味する<sup>(9)</sup>。」

しかしながら、カエサルが神格化されることに対する抵抗が共和主義者のみならず、ローマ市民の中にも潜在していたのであるから、以上に述べたヘレニズム的な君主礼拝がローマ市民ならびに上層階級の間に無条件に受け入れられたわけではない。ところが、カエサルの悲劇的な死が事体を一変させた。彼の死後の政治的、社会的な混乱を契機にして、ローマ的信仰の新しい型として、カエサル神格化が起り、元老院が彼の神格化を決議したのである。<sup>(10)</sup>こうして、皇帝礼拝はローマ帝国内に始まった。しかも、この皇帝礼拝の強要こそ、キリスト教徒が苦難にあわなければならなかつた主要な原因の一つである。

キリスト教が福音宣教とその受容の拡大とともに直面しなければならなかつたローマ世界の宗教事情は以上述べたようなものであった。それはすなわち、無数の神々を祭る多神教の世界であり、ローマ市民はローマの国家宗教のみを奉ずればよかつたが、被征服民は自分たちの祖先からの宗教を信じる上に、ローマの国家宗教を受け入れなければならなかつた。これに従わないことは國家に対する反逆罪を犯すことと同視され、苛酷な仕打ちを受けることを意味

していた。ユダヤ教徒は一神教に固く立つものであつたが、父祖からの宗教として認められ、ローマ帝国から寛容に扱われ、国家的祭儀への参加は免除された。しかし、これはシユーベルトが批判しているように、確かにローマ側の「首尾一貫しない態度であった」。この矛盾を改めようとして、ユダヤ教への改宗は死刑をもつて禁じられていたのである。

キリスト教徒は寛容を受ける対象にはされていなかつたので、帝国側はクリスチヤンにキリストを信じる上に、ローマの国家宗教を受け入れることを強要した。しかし、この強い圧力、ローマ国家宗教を受け入れかあるいは死かという強圧に対して、多くのキリスト教徒は屈服せず、国家の宗教政策の前に自らの信仰の節操を守つたのであつた。

われわれは次に、ローマの多神教世界にあって、キリスト教徒がどのように苦しんだかを見ながら、その中に、当時のクリスチヤンの信仰内容を読みしていくことにしたい。

### キリスト教とローマ帝国との衝突

キリスト教とローマ帝国との衝突は、一方は権力も武器も持たず、他方は強大な権力と有力な武器と軍隊とを常備していたわけであるから、自からどのような様相を呈するかおおよその検討がつく。すなわち一方的に血を流されるキリスト教徒側の受苦というかたちで衝突がなされていったことは言うまでもない。

一般的に言つて、ローマ人は血を好む人種であったと言えよう。古代ローマ世界では死刑を公衆の面前で執行することは普通であった。このような血を見る」とを群衆は喜んだのである。ローマにあっては、共和政の終り頃から、統治者によつて血を好む群衆の好みが、気晴しや娯楽のために組織的に利用された。このことによつて、群衆はます

ます墮落させられたのである。<sup>(12)</sup> このローマ人一般の氣風と精神の腐敗墮落が、キリスト教徒の血の迫害に一役買つてゐることは否めない。血を好むローマ市民を満足させるために皇帝たちは、ローマ人の面前でクリスチヤンの血を容赦なく流して、血に飢えかわいでいる彼らの欲望を満足させたのである。

墮落した群衆の好みを満足させるために、最初にキリスト教徒を血祭にあげたローマ皇帝はネロ（五四年—六八年）である。ネロの治世中の六四年七月に、ローマ市に大火が起り、市の大半が焼けた事件があった。この大火は放火によるものであり、クリスチヤンが放火したという罪名を着せられた。ネロは、こうして、キリスト教徒を放火犯人に仕立てて、彼らを迫害したのである。一体、なにがこの迫害の主因なのだろう。タキトウスによるとキリスト教徒の「かくれた罪」と「人類憎悪」が迫害の主因であったという。かくれた罪とは、キリスト教徒が陰謀、魔術、人肉を食べる事と、近親相姦に耽つてゐるといった類のものを言つており、人類憎悪とは、キリスト教徒はローマ国家と社会にあつて法律と慣習によつて生活している人々の敵であり、多神教社会全体を憎悪しているととられていたことをさしている。この人類憎悪という邪推によつて当時のキリスト教徒は迫害されたのである。この邪推を裏がえしてキリスト教徒の側から言つならば、それほどに当時のクリスチヤンは自らの信仰に生きていたのだ。

ネロ皇帝による迫害はローマ市に限定されていたが、これはローマ政府による最初の公式な迫害であつた点に重要な意義があつた。さらに、これは先例を作つた迫害となつた。この迫害後、キリスト教徒が不当に受けた嫌悪の結果生じたものは「汝ら存在すべからず」という法律上の態度であり、これが後々にまで有効となつた。こうして、キリスト教は長く法的に禁止された、いわゆる禁教となつたのである。<sup>(13)</sup>

ネロの次に見ておかなければならぬ迫害者はドミティアヌス帝（八一年—九六年）である。皇帝の精靈によつて誓約し、その像の前で献酒と焚香をしなければならず、また、皇帝を「主」と呼ばなければならなかつた慣習はドミニ

ティアヌスに始まる。<sup>(14)</sup> そして、この慣習はトラヤヌス帝とその後の皇帝たちに受け継がれたのである。共和政的な心情を持ち続けていた政治家、哲学者たちはドミティアヌスのこうした政策に抵抗したが、結局、皇帝によつて追放させられたり、投獄されたり、処刑されてしまつた。

この時点におけるキリスト者の迫害は、キリスト者であるだけのために迫害されたとはいゝ切れないので複雑な政治的情社会的要因が絡みあつてゐた。この時期の迫害は納税を回避しようとしたユダヤ人に向けられた迫害であったが、ユダヤ教徒とキリスト教徒が区別されていない時であつたので、後者は前者とともに迫害の中に巻き込まれたという要素がここには見られる。しかし、この時点で特に記憶しておかなければならぬのは、キリストのみを神とするキリスト教徒に対しても不利な事柄、すなわち、皇帝の靈によつて誓い、その像の前に酒を献げ、香を焚き、皇帝を主と唱える習慣がドミティアヌスから始まつたことである。

五賢帝時代（ネルヴァ、トラヤヌス、ハドリアヌス、アントニヌス・ピウス、マルクス・アウレリウス—九六年から一八〇年までの時代）における迫害はトラヤヌスに始まる。ネルヴァ帝はキリスト教徒を迫害しなかつた。次帝のトラヤヌス帝のキリスト教に対する態度は一一二年にビティニヤの総督であった小プリニウスと皇帝との間にかわされた往復書簡の中にもうかがうことができる。

プリニウスはこれまでキリスト教徒の審問の経験がないので、クリスチヤンという名そのものが处罚に値するのか、あるいはその名と結びつく犯罪が处罚されるのかよく分らないといいながら、彼がクリスチヤンに対してとつた態度を報告している。

この報告によると、プリニウスは三回訊問して、あくまでもキリスト教徒であることを告白しつづけるなら証人喚

問もすることなく総督の警察行政権によつて属州民は死刑に処し、ローマ市民の教徒はローマに護送した。

密告によつて告発されたもののうち、キリスト教徒であることを否定し神々の彫像とトラヤヌス皇帝の像に対し献酒、焚香、およびキリストを罵ることによってクリスチヤンでないことを実証するならば釈放した。さらに、訊問の結果、キリスト教徒は「頑くなな、度外れた迷信」を奉じている以外には民衆から疑いをかけられているような陰謀、不倫の行為はないことを報告している。

この報告は、キリスト教徒という名自身が処刑に値するというプリニウスの態度を明示している。また、この報告のとおり、ビティニア地方のクリスチヤンはただその名のゆえに処刑されたり、ローマに護送されたのである。ここでもやはり、ネロのときと同じように彼らの信仰が神々と皇帝の像に献酒したり、香を焚くこと、その他の偶像崇拜の行為を拒否させるものであつたことが分る。

プリニウスは一地方の総督でありながら、どうしてこのような勝手気ままな苛酷な処置ができたのだろう。それは当時、各州の総督あるいは知事は警察行政権という広汎な警察権と行政権の全権を把握しており、「国家警察や宗教警察の職務執行も、この全権の中に含まれていた」<sup>(15)</sup>からである。当時、キリスト教徒が扱われたのはこのような総督の処置によるものであり、刑事訴訟の方法によつたのではなかつた。<sup>(16)</sup>

以上のプリニウスの書簡に対し皇帝は次のような内容の返書を送つてゐる。

すなわち、プリニウスがキリスト教徒という名そのものゆえに処罰したことには原則的に正当な処置であったこと、彼らの処罰は官憲側の積極的な摘発手段によらないで、民衆側からの密告と告訴が事実であると判明したならば罰すべきである。しかし、その場合、次の条件をつけよ、と命じてゐる。告訴されたものがキリスト教徒であることを否認し、ローマの神々を礼拝することによってその否認を実証するならば、過去にどんなに疑わしい点があつたとして

もそのものを棄教者として許すこと、さらに「無名で発行された小冊子は、いかなる告訴の場合でも全く無視すべきである」<sup>(17)</sup>ことなどである。

この返書の意義は、キリスト教徒という名それ自体が処罰に値することが公認された点である。これ以後、ローマ帝国内ではキリスト者はただその名の故に、正当な裁判手続きも省略され、ますます苛酷な迫害を受けることになった。

総督と皇帝との往復書簡に示されている処罰の規準は「公安」に対する配慮があつたことは明らかである。当時のキリスト教徒は公安を妨げる危険なものとにらまされていたわけで、これに対する処置も政治的な思惑がからんでいたことは否めない。

トラヤヌスの後継者ハドリアヌスはミヌキウス・フンダヌスに対し、前総督のセレニウス・グラニアヌスの上申に答えるかたちでキリスト教徒に対する処置を伝えている。ここで、ハドリアヌスは属州民のキリスト教徒の告発に対しては確証が要求されること、そして、単なる民衆の怒号による告発は取上げるべきでないこと、さらに、偽告発者は逆に処罰すべきであることをも命じてゐる。この命令から察するに、ハドリアヌスはトラヤヌスの原則を踏襲しつつも、キリスト教徒に対していくらか緩和された態度をとつたことが分る。

敬神をもつて知られていたアントニヌス・ピウスはキリスト教徒の肩をもつて布告を書き、ギリシャの諸都市に、ローマ政府に反対する計画を企てるよう見えない限り彼らを苦しめではならないと命じた。この皇帝の時代にはローマの平和は属州にまで浸透したので、キリスト教徒もまたいくらかの平安を得た。しかし、ピウスに対して「救済者にして慈患者」、「最も神的な皇帝」という称号が与えられて神格化がなされているとき、ローマの神々へ犠牲をさげる」とを拒絶したユスティヌスが六人の仲間とともに斬首された。スマルナの監督ポルカルボスは「神々の破壊

国民が神々に犠牲を捧げ、これに礼拝を行ない、犠牲に捧げた肉と酒とを飲み食いするよう命じた。この勅令は二五〇年になつて施行された。ところが「この勅令は本来キリスト教弾圧をもくろんだものでなく、前代のセヴェルス朝のときに流行したシリア系外来宗教より古いローマ宗教への復帰をはかつたもの」<sup>(2)</sup>であった。しかし、キリスト教徒はその信仰の故に偶像礼拝の勅令を拒否したため、容赦なく逮捕、投獄、処刑され、ローマ帝国の組織をあげて全面的なクリスチヤン迫害へと進展したのであつた。

供儀の対象はユピテル、ユーノー、ミネルウア、ローマの女神、アポロ、ディアナ、ウェヌス、ネメシス、皇帝自身の精靈など帝国を守護すると信じられていた偶像であった。皇帝は少なくとも年に一度は供儀をすべきことを命じた。<sup>(3)</sup> 犺牲委員会なるものが設けられ、この委員たちの前で、一人一人が神々に犠牲を捧げることが強制された。そして、犺牲を供えたものにはリベルスという供儀完了証明書が交付された。このような措置は大勢の殉教者を出したが、また数多くのものが「今までの長い平和時代になれて懦弱になつてゐたので」<sup>(4)</sup> 異教してしまつた。その外に、友人に贈賄したり、買入れたりして証明書を手に入れたものたちもいた。これらの人々は、実際に棄教した人々よりも、迫害中止後は苛酷には扱われなかつた。棄教者も教会への再加入を希望しさえすれば、一定のざんげの手続をへて許可されたが、信仰を守り通したものとの対立は免れなかつたようである。<sup>(5)</sup>

このような激しい迫害も、二五一年六月にデキウスがゴート人との戦いで戦死したために約一年半の苦難で終りをつげた。デキウスの後継者ガルスの約三年の時代も迫害は続いたが地方的な規模に留まつた。全国的な迫害が復活するのはガルスの後を継いだウアレリアヌス帝の時であった。彼は初めキリスト教徒には寛大であったが、即位後四年たつた二五七年になつて突然、態度をかえた。そして、第一勅令をこの年に発布し、ますすべての教職者に神々に犺牲を捧げるなどを要求し、また、キリスト教の礼拝と墓参とを死刑をもつて禁止した。彼ははじめは血を流すことを

避けていたが、このような手段が手ぬるいと悟ると死刑をもつて教職者を苦しめはじめた。

ウアレリアヌスは二五八年に第二勅令を発し、供儀を拒否する教職者には死刑をもつてのぞむことを明言し、この頃すでにキリスト者となつてゐた元老院議員、騎士、高官からは地位と財産を奪い、彼らが供儀を拒否するときには死刑をもつて報いたのである。また信者の上流婦人は追放され、宮廷と帝室領の役人とは財産を没収され、強制労働へと追いやられた。これらの措置には、ローマ上流階級からキリスト教を一掃しようとした意図があつた。これらのキリスト教徒たちは、その信仰が「ローマの神々と聖なる宗教の敵」であるという理由から処刑されたのであつた。なぜならば、この時代のクリスチヤンもまた、偶像礼拝とそれにかかる一切の宗教行事を拒否し、生活の中で偶像にかかる一切のことを避けて、キリスト教信仰を生活の中で実践したからであつた。この時代の殉教者は数百人を越えない人数であつたらしい。

ウアレリアヌスはペルシャとの交戦中に捕虜となり奴隸にされてしまつたので（二六〇年）、その子ガリエヌスが後継者となつた。彼は皇帝となると先帝の政策を転換し、キリスト教迫害を中止して、教会財産も返還し、教職者たちも自由にその職務にもどるように命じた。<sup>(6)</sup>

こうして帝国と教会との間に休戦が成り立つた。まだ、キリスト教は公認されてはいなかつたが、休戦が約四〇年続いたので、この間キリスト教会の勢力は大いに進展し、「帝国内の帝国」への道を一路まい進したのである。特に東方諸州では信者の数は着実に増加し、属州の役人、都市の公職者、軍人が主を告白して信徒の群れに加わつた。こうして、教会の人的、財政的基礎はかたまり、次に迎える最後の大迫害に耐えぬく準備が上からの恵みによつてなされたのである。ディオクレティアヌスによる最後の大迫害を迎える頃には、皇帝の臣下の六分の一乃至十分の一がクリスチヤンになつており、皇族の中にも信者が存在していた。<sup>(7)</sup>

者」として民衆に告発され、「無神論者を除け」という怒号を浴びせられ、「皇帝の精靈にかけて誓え」という総督の命令を拒否したために、ピウスの後継者マルクス・アウレリウスの治下に殉教の死をとげている。平和がローマ帝国内に広く浸透していたこの時代でさえも、神々に犠牲を供えず、皇帝崇拜を拒否するものは処刑されたのである。これによつて、いかに帝国内にこれらの偶像崇拜が徹底しており、国家権力をもつて偶像崇拜が強制されたかを読みとることができる。

五賢帝の最後の皇帝マルクス・アウレリウスはストア哲学者でもあつた。彼はキリスト者に對して好意的でなく、キリスト教信仰を狂信として嫌惡した。この皇帝のもとで帝国内のゴール地方ではただクリスチヤンであるという名のゆえに処刑される恐ろしい迫害が再発した。密告は明白に禁止されておらず、この地方ではキリスト教徒は大々的に逮捕され迫害されている。この場合も、キリスト者が國家の安全をおびやかすものと考えられ、信仰内容が国家の公安を妨げるに受けとられ、きわめて政治的な理由から迫害されている。

この頃（一七八年頃）ケルソスが「真正のコゴス」という書物を公にし、キリスト教徒はローマ帝国の統一と諸民族の神々による結合を不可能にするといつて非難している。彼は多神教的な地盤によって統一が保たれている帝国をキリスト教信仰そのものが危くすると考えたのである。この非難からも、キリスト教徒の信仰が国家の安寧秩序保持にとつて危険な存在であると考えられていたことが分る。

トロヤヌスの定めた「名それ自身」が処刑に値するという原則はマルクス・アウレリウスのときにも受け継がれ、その後のコモドウスのときにも踏襲され、クリスチヤンはキリスト教徒であるという理由だけで処刑されていった。

この後も、地方的散發的な迫害が小康状態の中にも続行した。そして二五〇年のデキウス帝の最初の全帝国内の迫害。

害の時までこの状態は続いた。この時期までの散發的地方的な迫害はキリスト者という名それ自身が処刑に値するどみた官憲側の処置として迫害が起つてゐるのを見ることができた。この「名それ自身」が処刑に値するということの裏には、キリスト教徒が不道徳なことを避け、偶像崇拜を拒否し、公の軍務とか公務につくことを嫌つた信仰内容が問題になつていていたことは間違いない。こうしたクリスチヤンの信仰からくる態度は民衆の不信と嫌惡を招き、反クリスチヤン感情をかりたてた。そして、この反感こそ二五〇年以前の全キリスト教迫害の背後にある推進力であった。

デキウス帝（二四九年—二五一年）の時代のキリスト教徒迫害ははじめてローマ帝国全土にわたる広範なものであつた。また、その惨酷さは今までのどの迫害にも勝るものであつた。このような広範囲な迫害を可能にする基盤となつたものはアントニヌス勅令<sup>(4)</sup>である。この勅令により、ローマ人の神々を拝まないものはローマ人としての権利と特權から除外されることとなり、キリスト教徒はローマ人の宗教的慣習に歸るために棄教を強制された。これを拒否することは反逆罪を成立させることとなつたのである。

この勅令を基盤としてデキウス帝治下に迫害が起つた二五〇年頃の教会の勢力は全人口の五ペーセントから十一ペーセントであった。したがつて、この時代のローマ帝国側は教会の勢力を心から恐れざるをえなくなつたのである。帝国内外の情勢は緊迫しており、帝国の統一を維持しなければならなかつた皇帝としては、精神的な分裂をもたらすキリスト教を目の上の敵にしたことはごく自然にうなづける。

デキウスは二四九年末に即位すると数週間後にはもうキリスト教の教職者を逮捕する命令を出している。エウセビウスは先帝フィリップスに対する憎悪の結果、デキウスは教会迫害を開始したといつてゐる。二四九年末に帝国の全

さて、教会はローマ帝国による最後の大迫害に直面した。神は撰理的配慮によって、この迫害に耐えぬいた暁に教会の勝利を約束しておられたのであった。

ディオクレチアヌスは二八四年に即位した。この皇帝は、「ローマ的伝統に基く徳目と神帝（現人神）理念に加えて三世紀のエクファントス、ディオトゲネス、さらに『ヘルメス文書』などによって展開された神寵帝理念<sup>(3)</sup>」を精神的宗教的立場としていた。しかも、ディオクレティアヌスは東洋的な強力な独裁政治だけが混沌とした状態を安定させることができると考えたので、紀元前二七年にアウグストゥス帝が創始した皇帝と元老院とが主権を分担する両頭政治を二八五年に終らせ、四分治制<sup>(4)</sup>をとり入れた。彼は帝国を十二の小管区と九十六の属州に分け、これを四つの行政区に分割した。そして、東の正帝として自分が坐り、副帝にガレリウスを選び、西の正帝にマクシミアヌスを立て、副帝にはコンスタンティヌス・クロルスを選んだ。この四帝はそれぞれ神の人たちと呼ばれ、ディオクレティアヌス自身はユピテルの子と呼ばれ、西帝はユピテルの子ヘルクレスの子と呼ばれるようにした。こうして、東帝は西帝よりも優位に立つものと定めた。

このような処置の中に、われわれはディオクレティアヌスやその外の皇帝の神格化という事実を読みとらなければならぬ。そして、これまでの皇帝に優るとも劣らず宗教と国家とを密接に関係づけていることが分るのである。

このように自らを神的なものとする皇帝とキリストのみを主とする教会とは早晚、大衝突せざるをえなかつた。皇帝は即位した二八四年から三〇三年までの約十八年間はキリスト教に寛容であった。ところが、突然、三〇三年にキリスト教徒を迫害しはじめた。この変心の真因はなんであるか明らかでない。ラクタンティウスによると、皇帝の媚で東の副帝ガレリウスはキリスト教を嫌悪していたので、彼がディオクレティアヌスに迫害を強要し、ついに迫害を許可させたのであるという。

三〇三年四月、四帝の連署で第一勅令が発布された。この勅令の内容はキリスト教会の破壊、聖書の引渡しと焼却、キリスト者の公職追放、宗教的集会の中止、高位にある教職者の市民権と名誉のはく奪であった。この勅令の実施は帝国全土で行なわれたが、コンスタンティヌス・クロルスの統治するゴール、スペイン、ブリテン地方では小教会の破壊にとどまつた。この地方はキリスト教の勢力はまだ微弱であつたし、コンスタンティヌス自身の一神教信仰が強硬手段をとらせなかつたらしい。

一神教信奉が強硬手段を控えさせたということがもし事実であるとするならば、われわれにある興味を喚起する。これまでのローマ皇帝はみな多神教の立場であり、彼らが多神教なる故にこれを拒否するキリスト教には非寛容であった。コンスタンティヌスはどのような具体的な一神教信仰をもつていたか明らかでないが、秀村教授によると恐らく多神教を統合超克した太陽神も包摂した最高神であつたのだろうという。そして、教授はこの一神教信仰がキリスト教への道を徐々に準備したといえるだろうという。一神教がただちにキリスト教信仰へとは結びつかないとはいえ、コンスタンティヌスの子のコンスタンティヌスが特殊な政治的状況の下に段々とキリスト教の側に立たされていった背後には、父子二代にわたる一神教的傾向が大きく影響していたことは否めない。

ディオクレティアヌスの第一勅令発布後、まもなく宫廷で怪火が起つた。ガレリウスはこの罪をキリスト教徒に帰し、これを公敵として迫害することを進言したけれども、帝はなお躊躇していた。ところが、第一勅令発布の二週間後に再び宫廷で火災が起つた。この火災が起ると皇帝は容赦もせず第二の勅令を出して、教職者を逮捕し投獄することを命令した。第三勅令に及んで、教職者全体に神々に犠牲を捧げることが強制され、これを拒否したものは処刑された。三〇五年になって第四勅令が発布された。ここに至つて、キリスト教徒全体に神々に犠牲を供えることが厳命された。これを拒否するものは死刑かまたは鉱山労役刑に処せられてしまつた。

こうして、徐々に拡大されてきたキリスト教徒迫害もキリスト教根絶には失敗したのである。帝国の全域で均一に迫害がなされなかつたこと、特に西帝の統治下では迫害はそれほど厳しくなく、またこの地方では三一一年までには「國家の規律にそむかない限り」信仰を許す寛容令を三一一年に公にするに至つた。ついにこの年、キリスト教徒の神も宗教の対象として容認されるようになつたのである。この後、コンスタンティヌスがミルウィウス橋の戦いで勝利し、ローマに入城して、三一三年にミラノの勅令を公布したときから、キリスト教はローマにおける公認宗教の地位をかち取つたのである。思えばキリスト教徒にとっては長くて暗くつらい年月であった。

ディオクレティアヌス帝の迫害においてもやはりキリスト教徒が殉教していくた原因は偶像礼拝とこれに関わる一切のことを探査してみたいたいと思う。

### 迫害下のキリスト教徒の信仰

異教の多神教世界に信仰をえた当時のキリスト教徒たちは、主が預言されたとおりの十字架の道を歩んだ。当時のローマ市民ならびに属州民がクリスチヤンになることは死を選ぶに等しかつた。それでもなお、信仰告白者は後を絶たず、教会の勢力は迫害で減少するよりは益々増大していく。このような当時のキリスト教徒のたくましい信仰とエネルギーは一体どのような内容の信仰に起因しているのだろうか。あるいは、こう尋ねてみたい。あの激烈で苛酷な迫害に直面しても、なお、人に従うよりは神に従う行為を選ばせた信仰内容は何であつたのだろうか。たしかに、人肉食とか近親相姦とか、魔術、陰謀、人類憎悪、無神論者、かくれた罪とかという邪推、誤解などが二世紀半ばの時点までの迫害の原因となつてゐる。あるいは三世紀の中頃まではキリスト教徒に対する民衆の反感情が迫害を

起した原因ともなつてゐる。しかし、これらはみな主因ではない。迫害の主因、またキリスト教徒が迫害に直面して背教よりは死を選んでいった根本因について、秀村欣二教授は「キリスト教の排他的一神教」であるという。キリスト教徒はこの信仰内容の故に、異教の神々の祭儀に参列することを拒否し、また、このような祭儀 자체を否定した。このことはとりもなおさず、キリスト教徒が皇帝礼拝をも含めた偶像崇拜とその祭儀全体を全面的に否定したのであるから、ローマ帝国と異教社会に徹底的な挑戦をしたことを意味してゐる。しかも、この挑戦の動機となつたものはキリスト教の一神教であつた。このことはエウセビウスの教会史の中にも表明されている。特に殉教者を扱う箇所になると、「唯一の最高の神」とか「神」というみ名の呼び方は、キリストというみ名に劣らず多く出てくる。

A・ハルナツクも、いかなる意味でも多神教の汚れに触れないよう自らを守ることがこの時代のキリスト教徒の至高の義務であつたと証言している。さらに、教会では偶像崇拜の罪がその外の罪よりも一層厳しく扱われたとハルナツクはいつてゐる。当時のキリスト教徒は単に異教の宗教儀式を否定し、参加しなかつただけではない。異教宗教と関係が密接であった劇場に行くことも遊びに参加することも拒絶した。また、彼らの異教との断絶は異教徒の著作を読むことも拒否し、偶像とのかかわりのある商売にも携わらないというほどに徹底していた。

このように、ローマ帝国の支配下で信仰に入ったキリスト教徒たちは異教の神々と皇帝を神として礼拝すること、さらにこれらに關わるあらゆる生活の面で偶像によつて汚されないように自分を清く保つた。偶像との徹底的な対決に彼らを立たせたのはキリスト教の排他的一神教にあつたことは正しい。けれどもなお、これだけでは十分に説明できない点が残る。多神教に対し、キリスト教徒は單なる唯一神教の立場から一切の神々への供儀を拒否したということはできないのである。唯一神教としてはユダヤ教が當時ローマ帝国内には公に存在を許されていた。しかも、彼らは皇帝の像に献酒したり、香を焚くことをしなかつたが迫害はされなかつた。彼らは先祖伝來の宗教を守つ

ているものとして、他の被征服民の宗教と同じように公認されていたからである。しかし、他の被征服民族は自分の神々の外に、ローマの神々と皇帝をも拝する「<sup>レバ</sup>」を要求され、これに服従させられた。しかし、唯一の神のほかには神々も皇帝の像も拝さないユダヤ教徒は、かたく唯一神教に立っていたが迫害はされなかつた。<sup>レバ</sup>にはたしかにシヨーベルトが指摘するように帝国側には首尾一貫しない態度が見られる。従つて、キリスト教も唯一神教に立つてゐるという限りでは、ユダヤ教と同じように扱われてよい可能性はあつたはずである。しかし、帝国側はキリスト教を父祖伝來の民族宗教とは見ず、一つの新しい熱狂的なセクトと考えて、父祖からの関係はない新興の宗教とみなしてしまつたのである。さらに、キリスト教はローマ人と属州民の間に急速に受け入れられていつたのだからユダヤ教ではない危険を感じさせられた。<sup>レバ</sup>に帝国側がユダヤ教徒を迫害しないでキリスト教徒だけを迫害し、特に、その一神教を帝国の統一を妨げるものとして敵視した理由があると思われる。<sup>レバ</sup>の場合、一神教は「キリストのみ」という信仰内容であったことはまた、ヒュゼビウスの証言からも明らかである。「キリストのみ」という主張は明らかに排他性を含んでゐる。<sup>レバ</sup>の排他性がローマ帝国の宗教政策と真正面から衝突したのである。キリストのみを礼拝すべき神として、他の一切の偶像の神々を否定した。そして、この意味での唯一神信仰こそ、当時の多くのキリスト教徒の断固として妥協できない堅い信仰内容となつていたものであつた。

それでは、この唯一神信仰のみが迫害をあのように耐えさせていたのだろうか。われわれは妥協のない唯一神信仰こそ迫害を耐えさせた主因であることをもう一度確認しておこう。その上に、やはり見落してはならない信仰の要素もあつた<sup>レバ</sup>と見ておかなければならぬ。それは終末信仰である。迫害を受け苦しみ、そして背教よりも死を選んでいつたキリスト教徒の信仰の中には、天の栄光を望み見る終末信仰が生き生きと輝いていたのである。<sup>レバ</sup>

ローマ帝国の迫害下にあつたクリスチヤン殉教者の信仰は「キリストのみ」を拝すべきであるという排他的な唯一神信仰との世よりは来るべき世での永遠の至福を尊いものとして仰ぎ望んだ終末信仰とを内容とするものであつた。そして、この二つの要素が、あの激しい国家権力側の迫害との戦いにおいて、遂には武器を用ひないで帝国を敗北させ、キリストに勝利の栄光をもたらしたのであつた。

## 注

- ① H. Daniel-Rops, *The Church of Apostles and Martyrs*, trans, Audrey Butler (London: Dent & Sons), p. 165.
- ② 秀村欣二「ローマ皇帝支配の意識構造」岩波講座「世界歴史3、古代」岩波書店、一九七〇年。四四頁。
- ③ 秀村欣二、前掲 四六頁。
- ④ 秀村欣二、前掲 四六一四七頁。
- ⑤ 秀村欣二、前掲 四八頁。
- ⑥ ハンス・フォン・シヨーベルト「教会史綱要」井上良雄訳、新教出版社、一九六六年、六九頁。
- ⑦ シヨーベルト、前掲 七〇頁。
- ⑧ 秀村欣二、前掲 五一頁。
- ⑨ 秀村欣二、前掲 五一頁。
- ⑩ 秀村欣二、前掲五二頁。
- ⑪ シヨーベルト、前掲 六九頁。
- ⑫ Daniel-Rops, *op. cit.*, p. 166.
- ⑬ ヨゼフ・ロルツ「教会史」神山四郎訳、ムン・ボスコ社、一九六六年、五八頁。
- ⑭ 秀村欣二、前掲 五九頁。

(15) ハサーグルス、前掲 七二頁。

(16) ハサーグルス、前掲 七二頁。

(17) ハセー・クハトハハ、「カルヌ教父編集叢書」刷版圖書出版社 一九二一年、一月—一月頃。

(18) Eusebius, *Ecclesiastical History*, IV. 9 Grand Rapids: Baker Book House, (1966), pp. 136-137.

(19) Eusebius, *op. cit.*, IV. 13.

(20) "The Imperial Crisis and Recovery, A.D. 193-324," The Cambridge Ancient History, vol. XII.

(21) 誰もいふは秀村欣二、前掲六九頁参照。その勅令禁布の旨類似の規定として、即ち「日本帝國の國家社會」五九頁以下参照。

(22) ケトハク、前掲 一三三頁。

(23) Eusebius, *op. cit.*, VI. 39.

(24) 世界の歴史 甲子版トヨローヤ中央公讃社 一九六八年、四四一—四四三頁。

(25) ケトハク、前掲 一二九頁。

(26) ロルフ、前掲 六三頁。

(27) ロルフ、前掲 六四頁。

(28) 秀村欣二、前掲 一二三頁。

(29) Eusebius, *op. cit.*, VII. 13.

(30) ハサーグルス、前掲 一二四頁。

(31) 秀村欣二、前掲 七六一七七頁。

(32) ケトハク、前掲 一二〇頁。

(33) 秀村欣二、前掲 七七頁。

(34) 秀村欣二、前掲 七八頁。

(35) 秀村欣二、前掲 六六頁。

(36) Adolf Harnack, *The Mission and Expansion of Christianity in the First Three Centuries*, trans. James Moffatt (2nd ed. rev.; New York: Williams and Norgate, 1908), I, 292.

- (37) Harnack, *op. cit.*
- (38) Harnack, *op. cit.*, pp. 300-311.
- (39) "Persecutions," *New Catholic Encyclopedia*, XI. 519.

(日本基督教南浦和教會校讎、日本基督教神學講話)